

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県選挙管理委員会
- 異議の申出について決定した件
- 審査の申立てについて裁決した件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

令和元年十一月十日執行の福島県議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された異議の申出について、令和元年十二月十九日、次のとおり決定した。

令和元年十二月二十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

決 定 書

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地

異議申出人 板垣 富士雄

右記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和元年十一月二十四日付けで提起された令和元年十一月十日執行の福島県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙において申出人を当選人とする決定を求めて異議を申し出たものである。

その理由を要約すれば次のとおりである。

選挙の自由公正が著しく阻害されたとき、有権者数から投票者数を引いた票数が申出人の得票となり、申出人を当選人としなければならない。

決定の理由

当委員会は、申出人による本件異議の申出は形式的要件を備えていることから、本件異議の申出を受理し、慎重に審理した。

その結果は以下のとおりである。

- 一 当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」（昭和二十八年二月十七日東京高等裁判所判決）とされている。
- 二 当委員会は、以上の観点から、申出人の主張について、次のとおり判断した。

申出人は、有効得票数の算定方法として有権者数から投票者数を引いた票数が申出人の得票となると主張しているが、申出人は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の四第一項の規定に基づく届け出を行っておらず、当選人としなければならないという主張は認められない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力を無効とする申出人の主張には理由はなく、本件異議の申出は、これを認めることができない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和元年十二月十九日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

令和元年六月二十三日執行の西会津町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された審査の申出について、令和元年十二月十九日、次のとおり裁決した。

令和元年十二月二十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

裁 決 書

福島県耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地

審査申出人 板垣 富士雄

右記審査申出人（以下「申出人」という。）から令和元年九月六日付けで提起された令和元年六月二十三日執行の西会津町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和元年七月六日をもって西会津町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は同月二十一日付けで、この申出を却下する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同年八月二十六日に申立人に直接交付された。

申立人は、令和元年九月六日、これを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、申立人を当選人とする裁決を求めるものである。

審査申立書における主張から、その理由を要約すれば次のとおりである。
選挙の自由公正が著しく阻害されたとき、有権者数から投票者数を引いた票数が申立人の得票となり、申立人を当選人としなければならない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正書及び再補正書を命じたところ、申立人から補正書及び再補正書が提出されたので、これを適法と認め、本件審査申立書の副本を町委員会に送付し、町委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書の提出を求めたが、提出はなかった。

以上を踏まえ、当委員会は慎重に審理した。

ところで、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」（昭和二十八年二月十七日東京高等裁判所判決）とされている。

当委員会は、以上の観点から、申立人の主張について、次のとおり判断した。

申立人は、有効得票数の算定方法として有権者数から投票者数を引いた票数が申立人の得票となると主張しているが、申立人の得票数は、投票総数から無効投票を差し引いた数のうち、申立人の氏名が記載された票であるため、申立人の主張は認められない。よって、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は、申立人を本件選挙の当選人とするこの裁決を当委員会に求めているが、当選の効力に関する審査の申立てにおいては、当委員会は当選人を決定する権限を有するものではないから、不適法なものである。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由はなく、本件審査の申立ては、これを認めることができない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年十二月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博